

駐輪場利用細則

サザンヒル八事分譲住宅には各棟それぞれに複数の駐輪場があります。そこには適当な大きさの自動二輪、原付バイク、自転車、三輪車、シルバーカー、キックボード等（以下、これらを総称して「自転車等」とします）を停めることができます。

駐輪場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

0. 自転車等は原則として自立するものとする。自立しない自転車等のために、部屋番号を表示した移動可能な最小限度の架台を置くことができる。
1. 駐輪場の整理・整頓や、不審物の排除に積極的に協力すること。
2. 駐輪場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。但し、上記 0 号の架台を除く。
3. 駐輪場に停める自転車等について管理組合に届出（書式 2-4 自転車及びバイク等の届出書）を行い、管理番号付きシールを貼ること。
4. マンション敷地内においては、騒音防止に努めること。またエンジンを用いた物については空ぶかしをしないこと。
5. 駐輪場に停める自転車等の保全・管理は所有者の責任で行うこと。但し、ワイヤーロック等を使う場合は、駐輪場の前輪の当る位置にあるパイプに繋ぐようにお願いします。それ以外の構造物等にワイヤーロック等で固定しないこと。
6. 駐輪場に停めた自転車等が不要になった場合は管理組合に通知の上、速やかに撤去すること。もしも自分で撤去することが難しい場合は、撤去費用を添えて管理組合に申し込むものとします。管理組合は、撤去に際して、所有者に必要な対応をお願いする場合があります。
7. 管理組合は、駐輪場に停める自転車等の破損、盗難などについて、一切の責任を持たないことを了承すること。
8. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

なお、放置されているとみなされる自転車等は事前通告の上、管理組合が撤去します。またその撤去費用を請求することがあります。

（附則）この規則は令和 6 年 1 月 1 7 日から施行する。

(このページはブランクです)